

(仮称) 伊佐・えびの・人吉風力発電事業

環境影響評価方法書についての 意見の概要と事業者の見解

令和 3 年 4 月

株式会社グリーンパワーインベストメント

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1.1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1.1.1 公告の日	1
1.1.2 公告の方法	1
(1) 日刊新聞紙	1
(2) 関係自治体の公報	1
(3) インターネット	1
1.1.3 縦覧期間	1
1.1.4 縦覧場所及び縦覧時間	2
(1) 関係自治体の庁舎等での縦覧	2
(2) インターネットの利用による縦覧	2
1.1.5 縦覧者数	2
1.2 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
1.2.1 公告の日及び公告方法	3
(1) 日刊新聞紙	3
(2) 関係自治体の公報	3
(3) インターネット	3
1.2.2 開催日時、開催場所	3
(1) 鹿児島県伊佐市	3
(2) 宮崎県えびの市	3
(3) 熊本県人吉市	3
1.2.3 説明会中止の周知	4
(1) インターネット	4
(2) 縦覧場所での周知	4
1.2.4 説明会中止に伴う代替措置	4
1.3 環境影響評価方法書についての意見の把握	5
1.3.1 意見書の提出期間	5
1.3.2 意見書の提出方法	5
1.3.3 意見書の提出状況	5
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解	6

別紙

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1.1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1ヶ月間縦覧に供した。

1.1.1 公告の日

2021年1月26日(火)

1.1.2 公告の方法

(1) 日刊新聞紙

2021年1月26日(火)付の下記の日刊紙に「お知らせ」を掲載した。

- ・南日本新聞 【別紙1参照】
- ・宮崎日日新聞 【別紙1参照】
- ・熊本日日新聞 【別紙1参照】

(2) 関係自治体の公報

2021年1月26日(火)付の下記の広報誌に情報を掲載した。

- ・熊本県公報 第12995号 【別紙2参照】

(3) インターネット

2021年1月26日(火)から下記のウェブサイト情報を掲載した。

- ・当社 【別紙3参照】
- ・鹿児島県 【別紙3参照】
- ・宮崎県 【別紙3参照】
- ・熊本県 【別紙3参照】
- ・伊佐市 【別紙3参照】

1.1.3 縦覧期間

2021年1月26日(火)から2月25日(木)まで (土・日・祝日を除く)

1.1.4 縦覧場所及び縦覧時間

(1) 関係自治体の庁舎等での縦覧

以下に示す関係自治体の庁舎 6 箇所において縦覧を行った。

・ 鹿児島県環境林務部環境林務課	(鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10-1)	8:30～17:15
・ 宮崎県環境森林部環境管理課	(宮崎県宮崎市橘通東 2-10-1)	8:30～17:15
・ 熊本県情報プラザ	(熊本県熊本市中央区水前寺 6-18-1)	8:30～17:00
・ 伊佐市企画政策課まちづくり政策係	(鹿児島県伊佐市大口里 1888 番地)	8:30～17:15
・ えびの市市民環境課	(宮崎県えびの市大字栗下 1292)	8:30～17:15
・ 人吉市環境課	(熊本県人吉市下城本町 1566-1)	8:30～17:15

(2) インターネットの利用による縦覧

当社のホームページに配慮書の内容を掲載し、縦覧期間中、常時アクセス可能な状態とした。

1.1.5 縦覧者数

関係自治体の庁舎及び現地事務所における縦覧者数は、2 名であった。

・ 鹿児島県	1 名
・ 宮崎県	0 名
・ 熊本県	0 名
・ 伊佐市	1 名
・ えびの市	0 名
・ 人吉市	0 名

1.2 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会の開催を計画したが、令和3年年始からの新型コロナウイルス感染症の全国的な急拡大、それに伴う東京都（当社所在地）を含む11都府県への緊急事態宣言の発出を鑑み、住民の皆様の安全を最大限確保するため、2021年2月4日（木）に開催中止を決定した。

1.2.1 公告の日及び公告方法

(1) 日刊新聞紙

2021年1月26日（火）付の下記の日刊紙に、方法書の縦覧等に関する公告と同時に「お知らせ」を掲載した。

- ・南日本新聞 【別紙1参照】
- ・宮崎日日新聞 【別紙1参照】
- ・熊本日日新聞 【別紙1参照】

(2) 関係自治体の公報

2021年1月26日（火）付の下記の広報誌に、方法書の縦覧等に関する公告と同時に情報を掲載した。

- ・熊本県公報 第12995号 【別紙2参照】

(3) インターネット

2021年1月26日（火）から下記のウェブサイトにて、方法書の縦覧等に関する公告と同時に情報を掲載した。

- ・当社 【別紙3参照】
- ・伊佐市 【別紙3参照】

1.2.2 開催日時、開催場所

説明会の開催日時、開催場所を以下のとおり計画した。

(1) 鹿児島県伊佐市

- ・開催日時：2021年2月12日（金） 午後6時30分から
- ・開催場所：大口ふれあいセンター 多目的ホール（鹿児島県伊佐市大口里2845番地2）

(2) 宮崎県えびの市

- ・開催日時：2021年2月11日（木・祝） 午後1時から
- ・開催場所：えびの市文化センター 大研修室（宮崎県えびの市大字大明司2146番地2）

(3) 熊本県人吉市

- ・開催日時：2021年2月11日（木・祝） 午後6時30分から
- ・開催場所：人吉商工会議所 3F 大ホール（熊本県人吉市南泉田3-3）

1.2.3 説明会中止の周知

(1) インターネット

2021 年 2 月 4 日(木)から当社のウェブサイト情報を掲載した。【別紙 3 参照】

(2) 縦覧場所での周知

方法書縦覧の全箇所（6 箇所）に説明会中止を示す資料を掲示した。【別紙 4 参照】

1.2.4 説明会中止に伴う代替措置

代替措置として、方法書縦覧の全箇所（6 箇所）に「（仮称）伊佐・えびの・人吉風力発電事業
環境影響評価方法書 -説明資料-」（A4 版全 56 ページ）を設置し、希望者が持ち帰り可能なものとした。

1.3 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、一般からの意見の提出を受け付けた。

1.3.1 意見書の提出期間

2021年1月26日(火)から3月11日(木)まで (郵送の場合は当日消印有効)

1.3.2 意見書の提出方法

意見書の提出は、以下の方法により受け付けた。 【別紙4参照】

- ・縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ・当社への郵送

1.3.3 意見書の提出状況

意見書の提出は7通(意見書箱への投函2通、郵送5通)、意見総数は48件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条及び「電気事業法」第46条の6に基づく、方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

●意見 No.1 <景観、生態系>

No.	一般の意見	事業者の見解
1	先日、別紙のとおり、地元新聞の世論欄に書いたところです。 郷土の景観と生態系に影響が出ないよう計画を再考・変更ください。 (以下は、意見ではありません。) なお、日本野鳥の会鹿児島県支部代表であり、アセス参考文献のひとつである「鹿児島島のすぐれた自然」を、執筆・編集した県職員のひとりです。 レッドデータブックが無い頃、いち早く未来に残したい郷土の自然を明確化する趣旨で取り組みましたから、自然の改変には並々ならぬ関心を持ちます。	今後、調査、予測及び評価を行い、関係法令や基準を順守するとともに、景観や生態系などの環境影響を極力回避・低減した計画となるよう検討してまいります。事業実施による重大な影響を回避または十分に低減できない場合には、風車の配置見直しや基数削減などを行うことを考えております。

●意見 No.2 <全般、低周波音、住民説明会>

No.	一般の意見	事業者の見解
2	水量についても水質についても気を配り、安心安全な美味しいお米を生産するために市も力を入れております。 伊佐市は豊かな山の木々に恵まれ、稲作に必要な水を与えてくれます。日本の国土の約3分の2が森林ですから、日本の国土は水が豊かでその恩恵を受けて人々は命をつないできました。この森林を伐ることは、水を蓄える力(保水力)を弱め、伐採地が広がるほど土砂崩れを起こしたり、川の氾濫を招いたりする原因となります。また、伐採方法によっては川の水脈を分断し、流れを変えてしまうこともあります。 実際に2020年7月の集中豪雨の折には、山野地区一帯の田んぼが水に浸かりお米が収穫できなかった田んぼが少なくありませんでした。山の伐採が続いていることを懸念している市民の声もあります。 そこで、次のような4点について、別紙意見を述べ質問いたします。 1 住民の生活や農業に与える影響について 2 耐用年数に達したブレード等の処分方法について 3 低周波等による住民の健康被害や事故等の危険について 4 持続可能な社会の実現のために生かされるか 1 住民の生活や農業に与える影響について 今回一カ所に複数の風車をつくるためには、多くの森林が伐られてしまうことになります。建設地のみならず、巨大なブレードを運搬するための道も必要になります。工事のための建材を運び込むための空き地の確保のために森林を拓くことになるのは容易に想像できますが、貴社の方法書には、その工事によってどれだけの田に影響が及ぶのか明らかにされておきませんので、伊佐米を主要な産物とする伊佐市の市民としましては大変危惧しております。適切なご回答をお願いします。	風力発電設備の建設では、林地開発許可申請制度等の各種許認可にもとづき、土砂流出防止のための造成計画や、水源の保全のための設備(沈砂池等)の設置を行います。本事業の実施により土砂災害や水害等が発生することのないよう、山の地形や集水域等より山からの水の流れを把握し、災害対策について有識者や関係行政機関等とも協議し、関係法令の基準と照らし合わせながら適切に対応いたします。 また、現時点では事業計画の熟度が高くないため、変更区域や道路の拡幅検討範囲についてお示しできておりません。これらについては、準備書においてお示し致します。 今後、環境影響評価法に基づく手続きを実施しながら、今後水質も含めて調査、予測及び評価を実施し、環境影響を極力回避・低減した計画となるよう検討するとともに、地域の皆様にご理解いただけるよう丁寧な説明に努めてまいります。

No.	一般の意見	事業者の見解
3	2 耐用年数に達したブレード等の処分方法について また、再生可能エネルギーとされる風力発電ですが、1基当たり 60m の長さのブレードが 3 枚ずつ取り付けられ、重量を支えるためには地下深く設置し、大量のコンクリート等も使用される由。設計図等で確認させていただきました。これらの機材を生産する工程には、大量の材料やエネルギーを要しますし、耐用年数を経過した後、老朽化した機材をどのように処分するのかも方法書の中には記載されておらず、地元に住んで生活を営んでいる市民にとりましてはたいへん不安に感じます。大きなブレードが放置されれば、さまざまな事故に繋がりがかねません。クリーンなエネルギーをつくり出すために、環境にかかる負荷の方が大きくなるのではないのでしょうか。適切な回答をお願いいたします。	現時点では、20 年間の事業終了後、原状復帰のための撤去工事が想定されます。撤去工事の費用については事業期間に亘り計画的に積立を行う計画としています。耐用年数後のブレードを含む風力発電機の部材は廃棄物に関する関係法令等に基づいて、適切に処分いたします。
4	3 低周波等による住民の健康被害や事故等の危険について さらに、風車が回ることによって発生する低周波により、近隣住民の健康にも影響があると、これまでの建設地住民の声として聴いたことがあります。隣県の水俣市は、かつて「水俣病」という公害病に苦しみました。疑いがあっても、初めは工場側が、廃水が原因ということを確認せず、被害を大きくしてしまった辛い経験をもっています。疑いがあることはきちんと調べて、「絶対に被害がない」ということを保証してもらわなければ住民の健康、ひいては人権を守ることはできません。低周波による健康被害について、市民に納得いく説明をしてください。	超低周波音に関しては、環境影響評価の項目として選定しておりますので、調査、予測及び評価の結果について準備書段階においてご説明いたします。
5	4 持続可能な社会のために生かされるのか 風車により一時的に作り出されるエネルギー量と、そのために失ってしまうリスクを比較したとき、市民としましても、日本の国民としましても、明らかに風車をつくらない方が有効であることが想像できます。風車設置の計画は、全く合理的でなく、立地場所として選ばれた市町村の受ける損害の大きさが容易に想像できるので、住民の立場に立っていただき、今回の計画を根本から見直していただくことを切実に要望いたします。	再生可能エネルギー事業には様々なご意見がある事は承知しており、ご意見の一つとして承ります。弊社は、再生可能エネルギーは火力や原子力といった他の発電方法に比べて自然環境への負担は小さく、持続可能な社会の構築に寄与できると考えております。 しかしながら、むやみに自然・生活環境を犠牲にしても良いとは考えておらず、環境影響評価法に基づく手続きを実施しながら今後、調査、予測及び評価を行い、環境影響を極力回避・低減した計画となるよう検討するとともに、地域の皆様にご理解いただけるよう丁寧な説明に努めてまいります。
6	※まだ実施されていない住民説明会を実施し、住民の疑問にお答えいただくことを強く要望いたします。	令和 3 年年始からの新型コロナウイルス感染の急拡大と、緊急事態宣言発令、県をまたぐ移動の自粛要請がなされた状況であったため、当社としては環境影響評価法第七条の二第 4 項の中止要件に相当する状況であり、安全への配慮を優先することとしました。一方で、少しでも多くの方々に事業の内容をご理解頂くべく縦覧場所において説明資料の配布も併せて行いました。 感染拡大防止の観点から、環境影響評価方法書の段階では、公告した日程での説明会実施を中止することとしましたが、今後、新型コロナウイルス感染状況を考慮しつつ、環境影響評価法の定めに限らず地域の皆様への自主的な事業説明を順次実施させて頂く予定としており、地域の皆様のご理解が得られるよう手続きを進めてまいります。

●意見 No. 3 <全般>

No.	一般の意見	事業者の見解
7	・この計画については、議員の質問によって初めて知りました。市民に知らされずに、計画が進められていることが何よりもまず不審感を相当感じます。	本事業においては、弊社ホームページや近隣住民の皆様へ回覧板等を通じて随時お知らせを行っていましたが、周知が足りず、申し訳ございませんでした。 本事業についての住民説明会を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止といたしました。 今後、新型コロナウイルス感染状況を考慮しつつ、環境影響評価法の定めに限らず地域の皆様への自主的な事業説明を順次実施させて頂く予定としており、地域の皆様のご理解が得られるよう手続きを進めてまいります。
8	・大規模に山を破壊し、自然環境を変えてしまうことがSDGsにも逆行しています。作った電気はどこへ行くのでしょうか？地元ではなく、遠くの都市でしょう。その構図は原発と同じで、過疎地にお金は入るかもしれませんが、いずれその地は滅びます。 一度壊した自然は元には戻りません。 その責任を負えると言い切れるのでしょうか。	本事業によって作られた電気は九州電力送配電株式会社へ売電する予定です。その後、同社を経て需要家へ供給されます。 事業計画の検討にあたっては、今後の現地調査結果や専門家等からの助言も踏まえながら、改変面積の最小化を図り、地域の自然環境影響への影響を極力回避、低減できるよう検討してまいります。 また、地域の皆様とコミュニケーションを図りながら、地域と共生できるような事業となるよう努めてまいります。
9	近隣への健康被害も、出来てからでないと何が起こるか分かりません。 これからの時代は、大規模発電ではなく、小さな発電で高圧線を使うことなく出来る技術があるはずです。 これ以上、日本の資源を破壊することがないようお願い致します。 それは、人間も全ての生き物も持続していくために、利益だけではなく考えていかなければいけないことです。	再生可能エネルギーには様々なご意見がある事は承知しており、ご意見の一つとして承ります。 弊社は、再生可能エネルギーは火力や原子力といった他の発電方法に比べて自然環境への負担は小さく、持続可能な社会の構築に寄与できると考えております。 しかしながら、むやみに自然・生活環境を犠牲にしても良いとは考えておらず、本事業においては、環境影響評価法に基づく手続きを実施しながら今後、調査、予測及び評価を行い、環境影響を極力回避・低減した計画となるよう検討するとともに、地域の皆様にご理解いただけるよう丁寧な説明に努めてまいります。

●意見 No. 4 <全般、水環境、動物、災害、住民説明会>

No.	一般の意見	事業者の見解
10	1. 住民説明会をきちんと開催してください。	令和3年年始からの新型コロナウイルス感染の急拡大と、緊急事態宣言発令、県をまたぐ移動の自粛要請がなされた状況であったため、当社としては環境影響評価法第七条の二第4項の中止要件に相当する状況であり、安全への配慮を優先することとしました。一方で、少しでも多くの方々に事業の内容をご理解頂くべく縦覧場所において説明資料の配布も併せて行いました。 感染拡大防止の観点から、環境影響評価方法書の段階では、公告した日程での説明会実施を中止することとしましたが、今後、新型コロナウイルス感染状況を考慮しつつ、環境影響評価法の定めに限らず地域の皆様への自主的な事業説明を順次実施させて頂く予定としており、地域の皆様のご理解が得られるよう手続きを進めてまいります。

No.	一般の意見	事業者の見解
11	2. 環境影響評価に関わる情報はネットでいつでも見られるようにしてください。	環境影響評価法に基づき適切に対応しておりますが、環境影響評価に関わる情報の閲覧については、著作権の関係から制限しております。
12	3. 配慮書に対する環境大臣意見の下記項目について、①誰と②どのような検討を経て方法書にある見解に至ったのか、一般市民に分かるように教えて下さい。 1. 総論(2) 累積的な影響 2. 各論(3) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響 (4) 鳥類に対する影響 (5) 植物及び生態系に対する影響	経済産業大臣意見に対する事業者の見解については、事業者が環境影響評価方法書の作成を委託した環境コンサルタント(いであ(株))と協議を行い作成いたしました。 「1. 総論(2) 累積的な影響」については、本事業も含めて事業熟度が低いことから、今後の手続を行うなかで情報収集や情報交換に努める、事業熟度が高まった段階で累積的な影響について改めて検討することといたしました。 「2. 各論(3)～(5)」については、配慮書から方法書にかけて、既存資料により事業実施区域及びその周辺の重要な種及び生息地などの状況を整理しました。今後は、専門家等からの助言を踏まえながら適切な調査、予測及び評価を行い、対象事業実施区域の現状の把握に努めます。そのうえで適切な環境保全措置を講じ、重大な環境影響を回避又は低減を図るよう努めます。
13	4. 伊佐市の上水道の水源は主に地下水を利用しています。また、伊佐市の主要農作物である伊佐米の恵みをもたらす農業用水の水源も多くが山にあります。工事の実施により地下水の水質や、農業用水も含めたかん養料に重大な影響が及ぼさないことが確実であるならば、それはどのような理由によるのか教えて下さい。	事業計画の検討にあたっては、土地改変区域を最小限に抑制する、ボーリング調査等による地質状況を踏まえた事業計画及び基礎の施工とする等の環境保全の配慮を行うことで、水環境の影響を回避、低減します。また、関係行政機関と協議を行い、関係法令の基準と照らし合わせながら検討してまいります。
14	5. 山に道路ができればシカが容易に移動できるようになり、貴重な植物を食い荒らしたり、里にも下りてきて農作物をだめにしたりすることが予想されますが、それを阻止することができますか？教えて下さい。	シカの被害については、今後の現地調査により得られたシカの出現状況等を基に予測を行い、その結果を踏まえて検討します。
15	6. 土砂崩れ、山崩れが発生しない土地の改変、森林伐採は可能でしょうか？もし可能とお考えになるのであれば、その理由を教えてください。また、工事後に災害が起こったら損害を補償するだけでなく、山を元どおりにすることを地元から求められたら対応できますか？教えてください。	風力発電設備の建設では、林地開発許可申請制度等の各種許認可にもとづき、土砂流出防止のための造成計画や、水源の保全のための設備(沈砂池等)の設置を行います。本事業の実施により土砂災害や水害等が発生することのないよう、山の地形や集水域等より山からの水の流れを把握し、災害対策について有識者や関係行政機関等とも協議し、関係法令の基準と照らし合わせながら適切に対応いたします。 万が一本事業が原因で土砂災害等が起きた場合は、事業者の責任において対応を行うことをお約束します。

●意見 No. 5 <全般>

No.	一般の意見	事業者の見解
16	風力発電事業に反対します。貴社のホームページには、「人々が暮らし続けられる環境と社会づくりに取り組む」と書いてあります。「人々」というのは、事業を計画している地の人々も入っているのでしょうか。洋上ではなく、山の中に計画されることが、暮らし続けられる環境になるとは思えません。騒音、低周波、森林破壊、水質汚染、動物、植物への影響など心配ごとに対する解決策がありますか。枕崎や南さつま市に止まったままの風力発電があります。台風で故障したものもあります。持続可能ではないことを見せられています。	「人々」には事業を計画している地の皆様もちろん含んでおります。 本事業においても、環境影響評価法に基づき今後、ご指摘の項目に関する調査、予測及び評価を行い、影響を極力回避・低減した計画となるよう検討するとともに、地域の皆様にご理解いただけるよう丁寧な説明に努めてまいります。

No.	一般の意見	事業者の見解
17	エネルギーは大切です、すぐに原発は止めるべきです。しかし、地元に関係のない会社が風力発電を作って、何の意味があるのだろうと悲しく思います。そこで得たお金は、東京で働く方のお金となり、地元とは関係ないですよ。一時的に建設時に地元が活性化しても、未来の人達には大変な宿題をわたしてしまうことになります。 「人々が暮らし続けられる環境と社会づくり」を目指すなら、どうして小水力発電や地熱、木質バイオマス発電の方で自治体が地域の資源を活かしながら売電収入で生きていける方法を提案しないのでしょうか。自然を壊すのではなく、自然を活かして持続可能な地球をつくっていきよう、どうかよろしく願いいたします。伊佐米や焼酎には水が大切です。この土地に生きている人達がいることを忘れないでください。	弊社は、風力発電を含む再生可能エネルギーは火力や原子力といった他の発電方法に比べて自然環境への負担は小さく、持続可能な社会の構築に寄与できると考えております。 しかしながら、むやみに自然・生活環境を犠牲にしても良いとは考えておらず、本事業においては、環境影響評価法に基づく手続きを実施しながら今後、調査、予測及び評価を行い、環境影響を極力回避・低減した計画となるよう検討するとともに、地域の皆様にご理解いただけるよう丁寧な説明に努めてまいります。
18	他の会社にも、山での風力発電を止めるようお声がけ、おねがいします。	他社事業につきましては、弊社がお答えできる立場にはないため、ご容赦ください。

●意見 No. 6 ＜動物＞

No.	一般の意見	事業者の見解
19	コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。 国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。 このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。 なお、本意見は要約しないこと。 1. 設置予定数の最大 40 基に対して対象事業実施区域（風力発電機設置想定範囲）が約 1,410ha では 1 基当たりの面積が狭いのではないかと。ローター直径が最大で 140m であれば隣接発電機とのブレード回転域外周間隔は 50m で程度になる場所もあるだろう。密な風力発電機の設置（配置）は飛翔動物に対する障壁効果が高くなり、消費エネルギーの増加による衰弱死やブレード等に衝突死する可能性も高まる。事業実施区域の見直しが必要ではないか。	ご意見は要約せずに記載しています。 コウモリ類の専門家に助言を仰ぎ、適切な調査、予測及び評価を実施してまいります。また、これらの結果を踏まえ、必要に応じて対象事業実施区域と風力発電機の設置箇所について検討を行います。
20	2. 方法書の段階においてコウモリ類の専門家にヒアリングを行わない理由を述べよ。	方法書の段階で専門家（鳥類・哺乳類等）へのヒアリングを行っております。ヒアリングの結果は方法書へ記載しました。
21	3. 移動性が高い動物における調査地点等の「区域内外」に比較は不要である。評価にも用いるべきではない。	対象事業実施区域及びその周辺における動物生息状況及び生息環境を的確に把握するため、区域内及び区域外に地点を設定しています。
22	4. 「直接観察及びバットディテクター調査」においていかなるライトの直接照射はコウモリ類の生息に大きな影響を与えるため実施するべきではない。特に餌場における実施は捕食阻害の影響が著しく、餌不足による出産哺育への障害、利用生息地阻害などが懸念され、夜行性動物に対するこの行為は光害として環境省も注意喚起を行っている（環境省 HP 光害について）。またコウモリ類の研究者や愛好者から成り国内の唯一の全国組織である「コウモリの会」の HP においても強力ライトの仕様は認めていない（http://www.bscj.net/houso-tyuui090430.pdf）。	ライトを用いた調査を行う際は、ご指摘いただいた点に十分留意し、照射時間を最小限にしてコウモリ類への影響を可能な限り最小限とします。

No.	一般の意見	事業者の見解
23	5. 具体的にどのような手法で調査をするのか記載する必要があるため、「直接観察及びバットディテクター調査」において使用するバットディテクターの機種と方式を記載すること。	バットディテクター調査で使用する機種は、以下を予定しています。 ・D200 Ultrasound Detector (Pettersson 社製)、ヘテロダイン式 等
24	6. 音声データはすべて録音保管すること。	音声データはすべて、保管します。
25	7. 具体的にどのような手法で調査をするのか記載する必要があるため、「高度録音調査」において使用するバットディテクターの機種と方式を記載すること。	風況観測塔を利用して超音波自動録音装置 (WILDLIFE ACOUSTICS SM4BAT FS 等、マイク: WILDLIFE ACOUSTICS SMM-U2 等) を異なる 2 高度 (地表からブレード回転域より下、ブレード回転域) に設置し、日没 1 時間前から日の出 1 時間後程度まで録音することにより、コウモリ類の生息状況及び飛翔高度等を確認します。
26	8. 「高度録音調査」において設置するマイクの高さと向きをその理由も合わせて具体的に記載する必要がある。	設置するマイクの高さは 15m (地表からブレード回転域より下) と 52m (ブレード回転域) を予定しています。向きは、15m はブレード回転域の音声に反応しないように下向き、52m はブレード回転域より下の音声に反応しないように上向き、ただし雨水がマイクの上にたまらないように 45° 斜め上向きを予定しています。
27	9. 今後は環境影響尾評価に精通したコウモリ類の専門家から具体的な指示を仰ぎ、コウモリ類の調査についても十分な経験と知識を持った法人による適切な調査、予測評価、保全措置を行う必要があるだろう。 以上	哺乳類等の専門家に助言を仰ぎ、コウモリ類に関する十分な経験と知識を持った法人による適切な調査、予測及び評価を実施してまいります。また、これらの結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置の検討を行います。

●意見 No. 7 <動物>

No.	一般の意見	事業者の見解
28	■1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、事業者 (株式会社グリーンパワーインベストメント) 及び委託先 (いであ) の判断で削除または要約しないこと。削除または要約することで貴社側の作為が入る恐れがある。作為が入れば、環境保全上重要な論点が入り替わってしまう。よって事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。また、本意見書の内容については「順番を並び替えること」もしないで頂きたい。	ご意見は要約せず記載しています。また、個々のご意見に対して並び替えをせずに回答しています。
29	■2. コウモリ類の保全措置について 『新たな知見 (2020 年に出版された文献)』によれば、コウモリ類の保全措置はカットイン風速 (風力発電機が発電を開始する風速) の値を上げることと風車を風と平行にすること (フェザリング) が記載されている (※)。事業者は『最新の知見を踏まえて保全措置を検討する』という。よって、本事業においては、「カットイン風速を上げることとフェザリングすること」をコウモリの保全措置をして実施して頂きたい。 ※「コウモリ学 適応と進化」p229 (2020 年 8 月、船越公威)	環境保全措置については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に予測を行い、その結果を踏まえて検討します。
30	■3. 本事業で採用する風力発電機はカットイン風速 (発電を開始する風速) 未満であってもブレードが回転するのか? 仮に採用機種が未定であれば、バットストライクの予測は「カットイン風速未満であってもブレードが回転する」前提で行うこと。 (理由: コウモリ類の保全上必要な諸元のため)	バットストライクの予測については、選定した機種を踏まえて行います。

No.	一般の意見	事業者の見解
31	■4.回避措置（ライトアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあつた。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測される。これについて事業者の考えを述べて頂きたい。 ※45 個体（4 種、1～32 個体）、2015、07 までに調べた 6 事業「風力発電施設でのバットストライク問題」（河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22(1)、9-11、2017） ※ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」（重田達也ほか、東海自然誌（11）、2018）静岡県 ※ヒノコウモリ 3 個体「人間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」（平成 30 年 10 月、株式会社ジェイウィンド）青森県 ※コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体 合計 9 個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県） ※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 8 個体、「（仮称）上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書（公開版）」（平成 31 年 4 月 株式会社ジェイウィンド上ノ国）北海道 ※ヒナコウモリ 5 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホウヒゲコウモリ属の一種 1 個体、コウモリ類 1 個体 合計 9 個体「能代風力発電所リプレース計画に係る環境影響評価準備書」（令和元年 8 月、東北自然エネルギー株式会社）秋田県 ※ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体 合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書（令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社）青森県 ※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体 合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」（2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社）北海道 ※ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、合計 7 個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後踏査報告書（第 2 回）」（令和 2 年 4 月、風の松原自然エネルギー株式会社）秋田県 ※ヒナコウモリ 3 個体「姫神ウィンドパーク事業 事後調査報告書」（令和 2 年 10 月 コスモエコパワー株式会社）岩手県	環境保全措置の実施については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に予測を行い、その結果を踏まえて検討します。
32	■5.コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施して欲しい 国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリング（風力発電機のブレードを風にたいして並行にし回転を止めること）やカットイン風速（発電を開始する風速）を上げるなどの稼働制限を行うことを表明した。本事業でも実施して頂きたい。	環境保全措置の実施については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に予測を行い、その結果を踏まえて検討します。

No.	一般の意見	事業者の見解
33	■6. コウモリ類の保全措置（低減措置）は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）すること」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。 ※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010	環境保全措置の実施については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に予測を行い、その結果を踏まえて検討します。
34	■7. フェザリングの閾値は主観で決めないこと 本事業者は、今後コウモリ類の保全措置として<u>カットイン風速未満の風速時にのみ保全措置（フェザーモード）</u>を行うかもしれない。 しかし、その場合、コウモリ類の保全措置の閾値（コウモリ類保全にとって最も重要な論点）は「カットイン風速」ということになるが、事業者が閾値を「カットイン風速」と決定した科学的根拠を述べないかぎり、それは事業者の「主観」に過ぎないことを先に指摘しておく。 コウモリ類の保全措置の閾値は、事業者が恣意的（主観的）に決めるべきではない。なぜなら、仮に保全措置を「主観で決めることが可能」、とすれば、アセス手続きにおいて科学的な調査や予測など一切行う必要がないからだ。 仮に事業者が「適切な保全措置」を実施するつもりがあるならば、科学的根拠、つまり「音声モニタリング調査の結果」を踏まえ、専門家との協議により「フェザーモードの閾値」を決めること。	環境保全措置の実施については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に予測を行い、必要に応じ専門家の助言も踏まえて検討します。
35	■8. 環境保全措置の実施時期について これまでに他の事業者が縦覧に出した準備書及び評価書を読むと、上記の環境保全措置（低減措置）については「事後調査で重大な影響（コウモリの死体）を確認してから検討する」といったケースが散見される。 しかし保全措置は「事後調査でコウモリが死んだのを確認してから検討する」のではなく、「コウモリを殺す前」から実施しないと意味がないと思う。 コウモリ類の保全措置（低減措置）は「試験運転開始日」から実施して頂きたい。	環境保全措置の実施については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に予測を行い、その結果を踏まえて検討します。
36	■9. 「予測の不確実性」の定義及び基準について これまでに他の事業者が縦覧に出した準備書及び評価書を読むと「予測の不確実性」という言葉が頻出する。しかし、「予測の不確実性」の定義が曖昧で、我々住民には意味がよくわからない。定義が曖昧であれば事業者の作為が入りやすい。よって、仮に事業者らが本事業において、「予測の不確実性」について言及する場合は、「予測の不確実性」の定義及び出典を述べて頂きたい。	準備書及び評価書では、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、令和2年）に基づいて作成します。

No.	一般の意見	事業者の見解
37	■10.「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風力事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置（低減措置）を実施（検討さえ）しない事業者が散見される。 「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。	環境保全措置の実施については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に予測を行い、その結果を踏まえて検討します。
38	■11.「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」2 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風力事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が正確に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。<u>定性的予測であれば</u>、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。 <u>よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」ではないのか。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい。</u>	環境保全措置の実施については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に予測を行い、その結果を踏まえて検討します。
39	■12. コウモリ類の保全措置（回避）について 樹林から 200m 以内に設置した風力発電機は、樹林性コウモリがバットストライクに遭遇するリスクが高くなる。国内では「林内を飛ぶから影響がない」とされてきたコチングコウモリが死んでいる※。事業者は『風力発電機は樹林から 200m 以上離して設置して欲しい』という住民等からの具体的要望を無視し、コピペ回答により論点をすりかえた。事業者らは住民等意見を軽視しており、その姿勢は「適切とはいえない」。 ※「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県）	環境保全措置の実施については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に予測を行い、その結果を踏まえて検討します。
40	■13. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べて頂きたい。	環境保全措置の実施については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に予測を行い、その結果を踏まえて検討します。

No.	一般の意見	事業者の見解
41	■14. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行って影響が確認されたら保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 国内では2010年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。 「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べて頂きたい。	環境保全措置の実施については、今後の現地調査により得られたコウモリ類の出現状況等を基に予測を行い、その結果を踏まえて検討します。
42	■15. バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者が行う「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターを使用した調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する（例えば「WINDBAT」 http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml）等。また、バードストライクの予測手法も応用可能だ。よって、バットストライクの予測は「定量的」に行うこと。	バットストライクの予測については、自動録音装置を用いた調査の結果を踏まえて定量的な予測に努めます。
43	■16. 自動録音バットディテクターを使用した調査について ・自動録音バットディテクターは、ナセル高で長期間（冬眠期を除く1年間）のモニタリングをすること。 ・自動録音バットディテクターは、日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。 ・地上からの手動バットディテクター調査については、すべての風力発電機の設置位置において、日没前から日の出後まで自動録音調査を追加するべきである。（意見の理由）以下のガイドラインに記載がある。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン2014年版 "Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2017" EUROBATSPublication Series No.6」、 https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf	自動録音装置を用いた高度調査は、風況ポール等を利用してブレード回転域及びその下の2箇所自動録音装置を設置し、春季～秋季にわたって長期間連続して行います。 自動録音調査は、日没1時間前から日の出1時間後程度まで録音します。 手動バットディテクター調査については、風力発電機の設置位置は検討中であり、尾根上や林道上に設定した8地点で実施いたします。自動録音装置を用いた調査は風況ポール2地点において実施いたします。
44	■17. 自動録音バットディテクターを使用した解析について 準備書には以下を記載すること。（意見の理由）事業者の調査結果が適切か否かを判断するため。 ・自動録音バットディテクターの機種名及び分析ソフト名 ・バットディテクターの感度範囲 ・バットディテクターの設置高 ・バットディテクターの稼働時間及び欠測時間 ・バットディテクターの録音設定の詳細 ・解析及び予測方法の詳細	自動録音バットディテクターはWILDLIFE ACOUSTICS SM4BAT FS、マイク:WILDLIFE ACOUSTICS SMM-U2の使用を予定しています。また、分析ソフトはWILDLIFE ACOUSTICS Kaleidoscopeを予定しています。感度範囲、設置高、稼働時間及び欠測時間、録音設定の詳細及び解析及び予測方法の詳細については、いただいたご意見を踏まえ準備書への記載内容を検討いたします。

No.	一般の意見	事業者の見解
45	■18. 「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること 1 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的指針は策定されていない。 よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。	方法書に記載する調査、予測及び評価の手法についての審議結果を踏まえて、必要と認められるときには、環境影響評価法第十一条第2項に従い、技術的な助言を求めます。
46	■19. 月2回程度の死骸探索調査など信用できない コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている※。仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。 ※平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ報告書）P213, NEDD, 2018	事後調査の実施については、今後の調査及び予測の結果を踏まえて検討します。
47	■20. コウモリ類の死骸探索調査について コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている※。よって、 ①コウモリ類の死骸探索調査は、1基あたり連続3日間の調査を月2回以上（もしくは週1回の調査を月4回以上）実施すること。 ②死骸探索調査は日の出より開始すること。 ③個々の発電機について、探索可能面積の割合を記録し報告すること。 ※平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ報告書）P213, NEDD, 2018	事後調査の実施については、今後の調査及び予測の結果を踏まえて検討します。

No.	一般の意見	事業者の見解
48	■21. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットデテクターを設置すること コウモリの事後調査は、「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べる。コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットデテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。 (意見の理由) 以下のガイドラインに記載がある。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版 "Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2017" EUROBATSPublication Series No.6」、 (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)	事後調査の実施については、今後の調査及び予測の結果を踏まえて検討します。
49	■22. 「事後調査」は信用できない ①事後調査結果について住民は意見書を出せない。 ②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がない。 ③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。 ④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。 ①～④の理由から、「事後調査」は信用できない。	事後調査の実施については、今後の調査及び予測の結果を踏まえて検討します。

● 日刊新聞紙による公告

南日本新聞 (2021年1月26日、17面)

環境影響評価法に基づき、「仮称伊佐えびの人吉風力発電事業環境影響評価方法書」を公告・縦覧します。

一、対象事業について
事業者の名称 株式会社グリーンパワーインベストメント
代表者の氏名 代表取締役社長 坂本 満
所在地 東京都港区赤坂一丁目11番44号
赤坂インターシティ3階
(仮称)伊佐えびの人吉風力発電事業
種類 風力発電所設置事業(陸上)
規模 出力:最大14万キロワット
基数:三十、四十基程度

二、対象事業の名称
三、対象事業実施区域
鹿兒島県伊佐市、宮崎県えびの市、
熊本県人吉市

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
鹿兒島県伊佐市、宮崎県えびの市、熊本県人吉市

五、縦覧の場所 鹿兒島県庁(環境林務部環境林務課、伊佐市役所大口庁舎企画政策課まちづくり政策係)、宮崎県庁(環境森林部環境管理課)、えびの市役所(市民環境課)、熊本県庁(行政棟本館1階情報プラザ、人吉市役所(環境課))
時間 いずれも土・日・祝日を除く開庁時間
令和3年1月26日(火)～2月25日(木)

六、意見書の提出について 本環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見・ご質問をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所(熊本県庁を除く)に設置しました意見書箱にご投函頂くか、またはお問い合わせ先宛へ郵送にてお送りください(令和3年3月11日(水)当日消印有効)。
※意見書に記載された個人情報、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

七、説明会の開催について
伊佐市 令和3年2月12日(金)午後6時30分から
大口ふれあいセンター 多目的ホール
鹿兒島県伊佐市大口里2845番地2
えびの市 令和3年2月11日(木・祝)午後1時から
えびの市文化センター 大研修室
宮崎県えびの市大字大明司2146番地2
令和3年2月11日(木・祝)午後6時30分から
人吉市 令和3年2月11日(木・祝)午後6時30分から
人吉商工会議所 3F大ホール
熊本県人吉市南泉田3-3

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため説明会を中止する場合は、説明会開催前日までに事業者ホームページ(五、電子縦覧)と同じURLにて周知しますので、来場前のご確認ください。

八、問い合わせ先 株式会社グリーンパワーインベストメント
〒107-0052 東京都港区赤坂一丁目11番44号
赤坂インターシティ3階 Eメール: info@greenpower.co.jp
※Eメールによる方法書の内容に関するご意見・ご質問はお受けしておりません。

宮崎日日新聞 (2021年1月26日、21面)

環境影響評価法に基づき、「仮称伊佐えびの人吉風力発電事業環境影響評価方法書」を公告・縦覧します。

一、対象事業について
事業者の名称 株式会社グリーンパワーインベストメント
代表者の氏名 代表取締役社長 坂本 満
所在地 東京都港区赤坂一丁目11番44号
赤坂インターシティ3階
(仮称)伊佐えびの人吉風力発電事業
種類 風力発電所設置事業(陸上)
規模 出力:最大14万キロワット
基数:三十、四十基程度

二、対象事業の名称
三、対象事業実施区域
鹿兒島県伊佐市、宮崎県えびの市、
熊本県人吉市

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
鹿兒島県伊佐市、宮崎県えびの市、熊本県人吉市

五、縦覧の場所 鹿兒島県庁(環境林務部環境林務課、伊佐市役所大口庁舎企画政策課まちづくり政策係)、宮崎県庁(環境森林部環境管理課)、えびの市役所(市民環境課)、熊本県庁(行政棟本館1階情報プラザ、人吉市役所(環境課))
時間 いずれも土・日・祝日を除く開庁時間
令和3年1月26日(火)～2月25日(木)

六、意見書の提出について 本環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見・ご質問をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所(熊本県庁を除く)に設置しました意見書箱にご投函頂くか、またはお問い合わせ先宛へ郵送にてお送りください(令和3年3月11日(水)当日消印有効)。
※意見書に記載された個人情報、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

七、説明会の開催について
伊佐市 令和3年2月12日(金)午後6時30分から
大口ふれあいセンター 多目的ホール
鹿兒島県伊佐市大口里2845番地2
えびの市 令和3年2月11日(木・祝)午後1時から
えびの市文化センター 大研修室
宮崎県えびの市大字大明司2146番地2
令和3年2月11日(木・祝)午後6時30分から
人吉市 令和3年2月11日(木・祝)午後6時30分から
人吉商工会議所 3F大ホール
熊本県人吉市南泉田3-3

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため説明会を中止する場合は、説明会開催前日までに事業者ホームページ(五、電子縦覧)と同じURLにて周知しますので、来場前のご確認ください。

八、問い合わせ先 株式会社グリーンパワーインベストメント
〒107-0052 東京都港区赤坂一丁目11番44号
赤坂インターシティ3階 Eメール: info@greenpower.co.jp
※Eメールによる方法書の内容に関するご意見・ご質問はお受けしておりません。

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「仮称」伊佐えびの・人吉風力発電事業環境影響評価方法書」を公告・縦覧します。

一、対象事業について

事業者の名称 株式会社グリーンパワーインベストメント
代表者の氏名 代表取締役社長 坂本 満
所在地 東京都港区赤坂一丁目11番44号
赤坂インターシティ3階

二、対象事業の名称

種類 風力発電所設置事業(陸上)
規模 出力:最大14万キロワット
基数:三十一四十基程度

三、対象事業実施区域

鹿児島県伊佐市 宮崎県えびの市、
熊本県人吉市

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

鹿児島県伊佐市、宮崎県えびの市、熊本県人吉市

五、縦覧の場所 鹿児島県庁(環境林務部環境林務課)、伊佐市役所大口庁舎(企画政策課まちづくり政策係)、宮崎県庁(環境林務部環境管理課)、えびの市役所(市民環境課)、熊本県庁(行政課本館1階情報プラザ)、人吉市役所(環境課)

時間 いずれも土・日・祝日を除く開庁時
期間 令和3年1月26日(火)～2月25日(木)

六、意見書の提出について 本環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見・ご質問をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所(熊本県庁を除く)に設置しました意見書箱にご投函頂くか、または問い合わせ先宛へ郵送にてお送りください(令和3年3月11日(木)当日消印有効)。

※意見書に記載された個人情報、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

七、説明会の開催について

伊佐市 令和3年2月12日(金)午後6時30分から
大口ふれあいセンター 多目的ホール

えびの市 令和3年2月11日(木・祝)午後1時から
えびの市文化センター 大研修室

宮崎県えびの市 令和3年2月11日(木・祝)午後6時30分から
宮崎県えびの市 令和3年2月11日(木・祝)午後6時30分から
人吉市 令和3年2月11日(木・祝)午後6時30分から
人吉商工会議所 3F大ホール
熊本県人吉市南泉田3・3

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため説明会を中止する場合は、説明会開催前日までに事業者ホームページ(五、電子縦覧)と同じURLで周知しますので、来場前にご確認ください。

八、問い合わせ先 株式会社グリーンパワーインベストメント
〒107-0052 東京都港区赤坂一丁目11番44号
赤坂インターシティ3階 Eメール: info@greenpower.co.jp
※Eメールによる、方法書の内容に関する「意見・ご質問」はお受けしておりません。

●関係自治体による公報

熊本県公報 第12995号 (2021年1月26日、35～36面)

- 公告**
環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により作成した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）について、同法第七条の規定により、同法第七条第二項の規定により開催する方法書の記載事項を周知するための説明会（以下「説明会」という。）を開催するので、同法第二項の規定により、次のとおり公告する。
- 令和3年（2021年）1月26日
株式会社グリーンパワーインベストメント 代表取締役社長 坂木 満
- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 (1) 名称 株式会社グリーンパワーインベストメント
 (2) 代表者の氏名 代表取締役社長 坂木 満
 (3) 主たる事務所の所在地 東京都港区赤坂一丁目11番44号 赤坂インターシティ3階
 - 対象事業の名称、種類及び規模
 (1) 名称 (仮称) 伊佐・えびの・人吉風力発電事業
 (2) 種類 風力発電所設置事業（陸上）
 (3) 規模 風力発電所出力：最大140,000kW
 風力発電機の単機出力：3,000～4,000kW級
 風力発電機の基数：30～40基程度
 - 対象事業が実施されるべき区域
 熊本県人吉市、鹿児島県伊佐市、宮崎県えびの市
 - 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
 熊本県人吉市、鹿児島県伊佐市、宮崎県えびの市
 - 方法書並びに要約書の縦覧の場所、期間及び時間
 (1) 場所
 ア 熊本県庁（行政棟本館1階情報プラザ）
 イ 人吉市役所（環境課）
 (2) 期間 令和3年（2021年）1月26日（火）から令和3年（2021年）2月25日（木）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
 (3) 時間 開庁時間に準ずる
 (4) 電子縦覧 <https://greenpower.co.jp/category/information/>
 - 意見書の提出
 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により事業者に提出することができる。
 - 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
 (1) 提出期限 令和3年（2021年）3月11日（木）まで（当日消印有効）
 (2) 提出方法 後述の意見書の提出に必要な事項を記載し、縦覧場所（熊本県庁を除く）に設置された意見書箱への投函、又は問合せ先へ郵送で提出
 (3) 意見書の提出に必要な事項
 意見書には次に掲げる事項を記載すること。
 ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

令和3年(2021年)1月26日 火曜 熊 本 県 公 報

第12995号 36

- イ 意見書の提出の対象である方法書の名称
 ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載すること。）
- 説明会の開催を予定する日時及び場所
 (1) 日時 令和3年（2021年）2月11日（木・祝）午後6時30分から
 (2) 場所 人吉商工会議所3階大ホール（熊本県人吉市南泉田3番地3）
 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため説明会を中止する場合は、説明会開催前日までに事業者ホームページ（「5（4）電子縦覧」と同じURL）で周知するため、来場前に確認すること。
 - 問合せ先
 株式会社グリーンパワーインベストメント
 〒107-0052 東京都港区赤坂一丁目11番44号 赤坂インターシティ3階
 Eメール: gpi-info@greenpower.co.jp
 ※Eメールによる方法書の内容に関する意見・質問は受け付けていない。

●インターネットによるお知らせ

当社


[TOP](#) [わたしたちの取り組み](#) [ニュース](#) [日本各地の事業](#) [会社案内](#) [採用情報](#)

ニュース

[前へ](#) [ニュース](#) [お知らせ](#) [お問い合わせ](#)

【縦覧期間終了しました】【更新：住民説明会中止について】（仮称）伊佐・えびの・人古風力発電事業環境影響評価方法書の電子縦覧について

○ 2021年3月12日 ■ public relations □ お知らせ

方法書の縦覧にあたり下記で説明会の開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、開催を中止いたしますためお知らせいたします。

- 令和3年2月11日（木）午後1時から：えびの市文化センター 大研修室
（高崎県えびの市大字大明町2146-2）
- 令和3年2月11日（木）午後6時30分から：人吉商工会議所 3F大ホール
（熊本県人吉市青泉田3-3）
- 令和3年2月12日（金）午後6時30分から：大口ふれあいセンター多目的ホール
（鹿児島県伊佐市大口町2845-2）
- （令和3年1月26日付け 両日本新聞、熊本日日新聞、宮崎日日新聞掲載）

ご来場を予定されていた方には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。なお、説明会会場で配布も予定しておりました資料は、方法書縦覧場所にて2月8日（月）午後1時より設置・配布いたします。（方法書縦覧場所は下記ご参照ください）。

★事業名

株式会社グリーンパワーインベストメント

★事業の名称

（仮称）伊佐・えびの・人吉風力発電事業

★実施区域

鹿児島県伊佐市、高崎県えびの市、熊本県人吉市

★関係地域の範囲

鹿児島県伊佐市、高崎県えびの市、熊本県人吉市

★縦覧場所

鹿児島県庁 環境林務部環境林務課（鹿児島市瑞池町10-1）
伊佐市役所大口庁舎 企画政策課まちづくり政策係（鹿児島県伊佐市大口町1888番地）
高崎県庁 環境森林部環境管理課（高崎市場通東2-10-1）
えびの市役所市民環境課（高崎県えびの市大字栗下1292番地）
熊本県庁 行政総務課1階情報プロダクト（熊本県中央区水町寺6-18-1）
人吉市役所 環境課（熊本県人吉市下成町1566-1）

★縦覧期間

縦覧は令和3年2月25日（木）で終了しました。

意見募集は令和3年3月11日（木）で締め切りました。

方法書及び要約書は、令和3年1月26日（火）～令和3年2月25日（木）の間中は閲覧が可能です。ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。

意見書はダウンロードおよび閲覧・印刷することが可能です。

なお、方法書に記載された情報（文書、資料、地図、画像等を含む。）に関する著作権は、法律によって保護されています。著作権法上認められた場合を除き、方法書に記載された情報を利用（複写、複製、改変、配布、転載、他サイトへの転載を含む。）することは、法律によって禁止されています。

★意見書提出方法

本環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見・ご質問をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置しました「ご意見箱」にご投入いただくか、下記お問い合わせ先宛へ郵便にてお送りください（令和3年3月11日（木）当日消印有効）。

※意見書に記載された個人情報は、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

★意見書の提出期限

令和3年3月11日（木）

※郵送の場合は、当日消印有効

★お問い合わせ先

株式会社グリーンパワーインベストメント
〒107-0052
東京都港区赤坂1-11-44 赤坂インターシティ3階
Eメール： gpi_info@greenpower.co.jp

※電話及びEメールによる、方法書の内容に関するご意見、お問い合わせはお受けしていません。

環境影響評価について

環境影響評価とは、環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な開発事業の実施前に、事業者自らが事業の実施による環境への影響について、調査・予測・評価を行うとともに、その方法及び結果について住民や自治体の意見を聴き、それらを踏まえて、環境の保全について適正に配慮するための制度です。

環境影響評価法及び鹿児島県環境影響評価条例に定める規模の事業を実施する場合には、事前に環境影響評価を実施しなければなりません。

なお、法や条例の対象とならない事業についても、県環境基本条例や県環境基本計画に基づき、環境への配慮を適切にする必要があります。

県内で環境影響評価図書を縦覧・公表中の事業

株式会社グリーンパワーインベストメントが、「（仮称）伊佐・えびの・人吉風力発電事業」の環境影響評価方法書を縦覧・公表しています。（令和3年2月25日まで）

詳しくは事業者のホームページをご覧ください。

[株式会社グリーンパワーインベストメントホームページ（外部サイトヘリンク）](#)

宮崎県



文字の大きさ

コンテンツ

[ホーム](#) > [各種データ](#) > 環境アセスメント

環境アセスメント

環境アセスメント（環境影響評価）は、開発事業を行うに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業の実施前に、事業者自らが調査・予測・評価を行うとともに、環境保全措置を検討し、住民等の意見を取り入れながら、その事業を環境保全の観点からより望ましいものとしていく仕組みです。

国では、国が関与する大規模な事業について環境アセスメントの手続きを定めた環境影響評価法を平成9年に公布し、平成11年6月12日から全面施行しています。

宮崎県では、宮崎県環境影響評価条例を制定し（平成12年10月1日から施行）、ゴルフ場の整備など環境影響評価法の対象とされていない種類の事業や比較的小規模な事業について環境アセスメントを義務付けています。

（中略）

手続中の事業について

宮崎県環境影響評価条例に基づくもの

事業の名称	事業区分	事業者名	事業実施区域	その他
国道10号住吉道路 (都市計画道路 住吉通線(仮称))	一般国道	宮崎県	宮崎市	方法書手続終了 方法書に対する知事意見 (R3.1.27)

環境影響評価法に基づくもの

事業の名称	事業区分	事業者名	事業実施区域	その他
(仮称) 伊佐・えびの・人吉風力発電事業	風力発電所	株式会社グリーンパワーインベストメント	えびの市 鹿児島県伊佐市 熊本県人吉市	方法書手続中 配出書に対する知事意見 (R2.10.2)

熊本県



本文へ

文字の大きさ・色の変更

音声読み上げ

Foreign Language

マイページ

検索

[防災・くらし・環境](#)

[健康・福祉・子育て](#)

[観光・しごと・産業](#)

[学び・文化・国際](#)

[まちづくり・社会基盤](#)

[県の紹介・計画・入](#)

現在地 [ホーム](#) > [組織でさがす](#) > [環境生活部](#) > [環境保全課](#) > 手続の状況

手続の状況

ページ番号: 0051617 更新日: 2021年1月26日更新

事業名	事業者	状況
□ (仮称) 伊佐・えびの・人吉風力発電事業	(株) グリーンパワーインベストメント	方法書手続 続市中

緊急・重要なお知らせ

2021年2月2日更新
【2月2日更新】感染が流行している地域について

2021年1月29日更新
新型コロナウイルス感染症対策に係る国分科会ステージ及び熊本県リスクレベルについて

伊佐市



文字サイズ



言語を選択

Powered by Wix.com

検索



県民・イベント情報



くらし・広報誌



農林業・農工商観光・移住定住



行旅・通学



子育て・福祉・介護



教育・文化・スポーツ



環境影響評価方法書公表について

伊佐市・県民情報一覧・くらし・広報誌・環境影響評価方法書公表について

2021年01月26日

環境影響評価法に基づき、(仮称)伊佐・エビの・人吉風力発電事業 環境影響評価方法書を次のとおり公表します。

●事業書の名称：株式会社グリーンパワーインベストメント (代表者：代表取締役社長 飯本 潤、所在地：鹿児島県区赤坂一丁目11番44号赤坂インターシティ3階)

●第一参加者の名称 (対象事業の建設、発電設備出力)

名称：(仮称)伊佐・エビの・人吉風力発電事業

場所：風力発電所設置事業 (陸上)

出力：最大十萬キロワット

●第一参加者の事業所設置想定区域：伊佐市、宮崎県えびの市、鹿児島県市

●方法書の掲載

①公表場所：伊佐市役所大人口庁舎 (企画課環境課)

②公表期間：令和3年1月26日(火)～令和3年2月25日(木)

③公表時間：開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで (開庁時間に準ずる)

④電子閲覧

●意見書の提出(環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

①提出方法：氏名及び住所、方法書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、公表場所に設置された意見書箱へご投函いただくか又は下記問い合わせ先宛まで郵送にてお送りください(令和3年3月11日(木)当日消印開始)。

②提出期間：令和3年1月26日(火)～令和3年3月11日(木)

●説明会の開催

①日時：令和3年2月12日(金)午後6時30分から

②場所：大口ふれあいセンター 多目的ホール (伊佐市大口町2845番地2)

●新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため説明会を中止する場合は、説明会開催前日までに事業書ホームページ(「●方法書の掲載」電子閲覧)と同じURL)で周知しますので、来場前にご確認ください。

●問い合わせ先

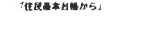
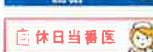
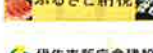
株式会社グリーンパワーインベストメント

〒107-0052 東京都港区赤坂一丁目11番44号赤坂インターシティ3階

Eメール：gpi_info@greenpower.co.jp

※送付時には、上記アドレスの「@」を「(アットマーク)」に交換してください

※Eメールによる、方法書の内容に関するご意見・ご質問はお待ちしております



● 意見書の提出方法（縦覧場所掲示物）

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「仮称」伊佐えびの・人吉風力発電事業環境影響評価方法を公告・縦覧します。

一、対象事業について
 事業者の名称 株式会社グリーンパワーインベストメント
 代表者の氏名 代表取締役社長 坂本 満
 所在地 東京都港区赤坂一丁目11番44号
 赤坂インテグレーション3階

二、対象事業の名称
 種類 (仮称)伊佐えびの・人吉風力発電事業
 風力発電所設置事業(陸上)
 規模 出力:最大11万キロワット
 基数:三十一基程度

三、対象事業実施区域
 鹿児島県伊佐市・宮崎県えびの市・熊本県人吉市

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
 鹿児島県伊佐市・宮崎県えびの市・熊本県人吉市

五、縦覧の場所 鹿児島県伊佐市(環境林務部環境林務課、伊佐市役所大口庁舎(企画政策課まちづくり政策部)、宮崎県庁(環境森林部環境管理課)、えびの市役所(市民環境課)、熊本県庁(行政棟本館1階情報プラザ)、人吉市役所(環境選時間 いずれも土・日・祝日を除く開庁時間
 令和3年1月26日(火)～2月25日(木)

六、電子縦覧 <http://greenpowercorp.category/information/>
 意見書の提出について 本環境影響評価方法書について、環境保全の見地からの意見・質問をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所(熊本県庁を除く)に設置しました意見書箱にご投函頂くか、または問い合わせ先宛へ郵送にてお送りください(令和3年3月11日(金)当日消印有効)。
 ※意見書に記載された個人情報、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

七、説明会の開催について
 伊佐市 令和3年2月12日(金)午後6時30分から
 大口ふれあいセンター 多目的ホール
 鹿児島県伊佐市大口里2845番地2
 えびの市 令和3年2月11日(木)祝午後1時から
 えびの市文化センター 大研修室
 宮崎県えびの市大字大明町2146番地2
 令和3年2月11日(木)祝午後6時30分から
 人吉市 人吉商工会議所 3F大ホール
 熊本県人吉市南泉山3-3

八、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため説明会を中止する場合は、説明会開催前日までに事業者ホームページ(「五、電子縦覧」と同じURL)で周知しますので、来場前にご確認ください。

問い合わせ先 株式会社グリーンパワーインベストメント
 〒107-0052 東京都港区赤坂一丁目11番44号
 赤坂インテグレーション3階 Eメール: eg.info@greenpowercorp.jp
 ※Eメールによる方法書の内容に関する「意見書」質問はお受けしていません。

● 住民説明会中止のお知らせ（縦覧場所掲示物）

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「仮称」伊佐えびの・人吉風力発電事業環境影響評価方法を公告・縦覧します。

一、対象事業について
 事業者の名称 株式会社グリーンパワーインベストメント
 代表者の氏名 代表取締役社長 坂本 満
 所在地 東京都港区赤坂一丁目11番44号
 赤坂インテグレーション3階

二、対象事業の名称
 種類 (仮称)伊佐えびの・人吉風力発電事業
 風力発電所設置事業(陸上)
 規模 出力:最大11万キロワット
 基数:三十一基程度

三、対象事業実施区域
 鹿児島県伊佐市・宮崎県えびの市・熊本県人吉市

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
 鹿児島県伊佐市・宮崎県えびの市・熊本県人吉市

五、縦覧の場所 鹿児島県伊佐市(環境林務部環境林務課、伊佐市役所大口庁舎(企画政策課まちづくり政策部)、宮崎県庁(環境森林部環境管理課)、えびの市役所(市民環境課)、熊本県庁(行政棟本館1階情報プラザ)、人吉市役所(環境選時間 いずれも土・日・祝日を除く開庁時間
 令和3年1月26日(火)～2月25日(木)

六、電子縦覧 <http://greenpowercorp.category/information/>
 意見書の提出について 本環境影響評価方法書について、環境保全の見地からの意見・質問をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所(熊本県庁を除く)に設置しました意見書箱にご投函頂くか、または問い合わせ先宛へ郵送にてお送りください(令和3年3月11日(金)当日消印有効)。
 ※意見書に記載された個人情報、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

七、説明会の開催について
 伊佐市 令和3年2月12日(金)午後6時30分から
 大口ふれあいセンター 多目的ホール
 鹿児島県伊佐市大口里2845番地2
 えびの市 令和3年2月11日(木)祝午後1時から
 えびの市文化センター 大研修室
 宮崎県えびの市大字大明町2146番地2
 令和3年2月11日(木)祝午後6時30分から
 人吉市 人吉商工会議所 3F大ホール
 熊本県人吉市南泉山3-3

八、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため説明会を中止する場合は、説明会開催前日までに事業者ホームページ(「五、電子縦覧」と同じURL)で周知しますので、来場前にご確認ください。

問い合わせ先 株式会社グリーンパワーインベストメント
 〒107-0052 東京都港区赤坂一丁目11番44号
 赤坂インテグレーション3階 Eメール: eg.info@greenpowercorp.jp
 ※Eメールによる方法書の内容に関する「意見書」質問はお受けしていません。

【説明会中止のお知らせ】

令和3年2月4日発表

新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、感染拡大防止・感染予防の観点から、予定しておりました説明会を中止と致します。

ご来場を予定されていた方には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

説明会で配布を予定しておりました資料を設置致しましたので、1部ずつご自由にお持ち帰りください。

